

# 議会改革について

## 緑風会

### 1、報告会のあり方

報告の後に1時間程度、テーマについて市民と議会との意見交換会を行っている。今後も現状の形で進めて行き、開催回数や報告会のあり方など場合によっては見直し検討していく。

### 2、議員間討議

議員間討議は継続して検討していく。

課題及び今後の方向性については、課題は、政策立案的なものに対する自由な意見を述べる場を設けることなどを検討していき、議員間討議に関する先進地の視察などを検討していく。

### 3、決算のあり方

常任委員会へ分割付託したので、現状で実施していくことが望ましい。

### 4、事務局強化

議員1人1人が責務と役割を自覚し、議員のスキルアップ、能力の強化、質の向上を図り、事務局機能を活用しやすくなるように検討していく。

### 5、意見書案の取り扱い

全会派の賛成が得られた意見書案は、副議長を提出者とする現状の取り扱いとする。現状でよい。

### 6、一般質問のあり方

一般質問の持ち時間を、年4回の定例会一律30分に変更することを検討する。

### 7、その他

日曜議会の見直しを検討していく。

インターネット中継の充実を検討していく。

第4条（1）議会が言論の場であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を充実させること

この条文が議会活動の実態に合っていないのではないか。確かに陳情の審査などで自由討議を行っている。しかし、それだけで自由な討議が充実していると言えるかどうか再度検討をする必要があるのではないか。

第3条・第5条に関して

○議会報告会における時間配分を「市民との意見交換」に重点化した点やテーマを決めて参加団体への呼びかけをおこなってきたことは、議会に対する関心を高めることにつながってきたものと評価できます。

○広報「市議会だより」の表現については、「読んでみたい」と感じさせる紙面づくりの工夫が必要ではないかと思えます。

○本会議場でプロジェクター等を適切に活用し、議員の一般質問のために作成した資料の公開、市長の議案に関連した地図上の位置説明等をおこなうなど、その内容が傍聴者にもわかりやすくすることを提案します。

第4条に関して

○個々の議員がさらなる不断の研さんに努め、議員としての力量を向上させる必要があります。

## 議会基本条例見直しについて

公明党

議会基本条例に準拠し適切に運用されていると思うが、以下の2点について提案いたします。

### 1. 議員の資質の向上

議員の資質向上として先進市事例の視察等により議会提案で条例の制定を推進する。

### 2. 事務局強化

議会事務局の調査・政策法務機能の利活用は、議員側の課題であり、先進事例をもとに充実をはかる。

平成 30 年 2 月 15 日

議会事務局御中

会派日本維新の会

議会基本条例見直しの件

掲題の件につきまして、会派日本維新の会は下記事項の見直しを要望します。

記

| No. | 見直し検討事項   | 理由   |
|-----|---|--|
| 1   | 基本条例 6 条で論点を明確にするため一般質問を一問一答方式により行うことができる。としているが、現状では再質問から一問一答になっている。これを一回目の質問から発言項目ごとに一問一答で行う。 | 傍聴者にとって発言項目が多岐にわたる一連の一回目の質問と答弁をまとめて理解することは難しい。                                   |
| 2   | 議会運営委員会の定数を撤廃し一人会派の議員も委員と認め議決権を与える。委員は所属会派の人数分の議決権を持ち、多数決で議決する。                                 | 議論を活性化する。  |
| 3   | 申し合わせ事項の意見書案と決議案の本会議上程の全会派一致の撤廃。  | 議論の活性化を図る。   |
| 4   | 申し合わせ事項の委員長報告に対する質疑：自己の所属する委員長報告に対しては質疑を行わないことを例とする。は撤廃する。                                      | 例えば委員長報告に重要な論点が抜けていたら修正を促すことを可能とする。  |
| 5   | 議員定数の 18 名から 16 名への削減   | 和光市財政は中長期的に財政需要の拡大に歳入が追いつかず赤字が拡大していく厳しい財政運営が見込まれる状況で議員が自ら市の財政健全化に取り組む姿勢を示す必要がある。 |
| 6   | 政務活動費に係る領収書のインターネット公開   | 地方議員の政務活動費の用途について不祥事が相次いだことから、その使われ方について透明性を高める必要がある。                            |

以上

和光市議会基本条例第 18 条に基づく検討事項について

会派名 希望 菅原 満

検討事項について、関係すると思われる条文を挙げています。

日曜議会について、議会報告会について、陳情の審査について、その他の 4 件です。

| 現行基本条例   | 検討事項  |
|--|---|
| <p>第 3 条 議会は次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(4) 議会に対する市民の関心が高まるよう努めること。</p> <p>第 5 条</p> <p>1～3 略</p> <p>3 議会は、議会報告会等、市民との意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の機会の拡大を図るものとする。</p> <p>4 議会は、請願及び陳情を市民等からの政策提案と位置づけ、必要に応じて提出者等から意見を聴くよう努めるものとする。ただし、陳情は、その内容が請願に適合するものに限る。</p> <p>【その他】</p> <p>第 6 条 議員が質疑及び質問を行うに当たっては、論点を明確にするため、一般質問においては、一問一答の方式により行うことができる。</p> | <p>第 3 条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜日の議会開催について、継続するかについて検討を行う。</li> </ul> <p>第 5 条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会については、開催しつつ、その開催方法について適宜検討を加えていくこととする。</li> <li>・陳情については、賛否を問うことなく、陳情提出者からの意見聴取、それに基づき所管委員会で協議することとする。その際、協議が各会派等で整った場合には、関係機関への意見書、又は議会提案としての扱いとする。</li> </ul> <p>協議が整わない場合には、所管には、協議内容を委員長が報告するようにする。</p> <p>陳情の協議により、議員間での論議を進めることにもつながるのではないかと考える。(関連・第 4 条第 1 号)</p> <p>※検討に当たっての留意点として、「会議規則第 145 条 (陳情書の処理)」についての検討も必要とされる。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問については、委員会審査 (予算、決算、条例案等) と重複する一般質問項目について、委員会審査を尽くすという趣旨を配慮する。</li> </ul> <p>※「会議規則第 62 条 (一般質問)」</p> |

2018. 2. 16

和光・まちづくり市民の会  
赤松 祐造

### 基本条例の見直し提言

1. 日曜議会の開催日について  
毎年、傍聴者が少なく、又、職員にも負担になっている。  
多くの参加者を募るのであれば、土曜日に開催を試みる必要があるのではないのでしょうか。日曜日は一般的に家族の日、イベントを行っても参加者は少ない。改善案として土曜日、又は土曜日の午後に開催すれば今より多くの参加が望めると思います。内容は市長の施政方針とそれに対する議員質問のみとする。
2. 質問・答弁の粗稿を手で打ち直すには負担、議員個別にファイルをCD又はメモリーカードで渡せるようにして、議員の作業の軽減をはかるようにして戴きたい。
3. 議員報酬の検討、和光市の安い報酬を見直し、子育て世代の若い議員が参加しやすいようにする。

以上

## 和光市議会基本条例の見直し項目

歩みの会

### 日曜日開催議会

傍聴者も少なく効果が小さい状況です。

開催日時などの再検討が必要ではないかと考えます。